■基礎調査等の結果と今後の課題

分野	第5次障害者福祉基 本計画の体系	関連施策の実施状況	市民アンケート・団体ヒアリング 〔障害者手帳所持者 1,195人、非所持者 548人〕	事業所・事業者アンケート 〔障害事業所 45カ所、一般事業者61カ所〕	今後の施策推進に向けた課題
保健・医療・福祉	1. 生活支援の充 実 (1)保健・医療体制 の充実 (2)福祉サービスの 充実重点	・集団検診WEBシステムの導入 ・地域生活支援拠点(「相談」「緊急時の受け入れ・対応」)の整備 ・グループホームの整備・家賃助成	・介助者は50~70歳代が多く、高齢や働き世代の介助者の負担軽減が必要。 ・障害児が専門的な治療を受けられる病院が近くにないことが課題となっている。 ・地域での生活に必要なことは、在宅サービスの適切な利用、利用料や医療費の負担軽減。身体障害者等は自宅で医療的ケアが受けられることも求められている。	 ・サービス提供について、希望された日に利用が集中し、対応できなかったケースが多い。 ・三田市で不足しているサービスがあると回答した事業所は約6割。 ・事業所では職員の人材育成や専門職の確保が課題となっている。 	・重度障害者や障害児、医療的ケアが必要な人の支援体制の充実 ・自立した生活に向けたサービスの充実 ・障害のある人の家族への支援
療育・教育	2. 地域で支え、 健やかに成長 できる基盤の 確保(1)療育・教育体制 の充実 (2)地域福祉活動の 推進	・相談に関する専任コーディネーターを配置・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターを設置	・障害のない子どもと一緒に教育を受けられる環境を望む人が約6割。 ・学校・園生活では、先生の理解を求める人が約半数となっている。 ・障害児の半数以上が、就学・進学、仕事・就職など将来への不安を抱えている。	・利用者からの依頼に対してサービス提供できなかった事業所は約6 割で、放課後等デイサービスが約 3割と最も多い。	・職員等への障害理解と正しい知識の普及 ・障害のある子どもの放課後 や休日の居場所の確保 ・進路指導や相談支援の充実
雇用・就労	3. 障害のある人 の雇用促進 (1)就労支援体制の 充実 重点 (2)多様な働く場の 確保	・ハローワークとの 連携による就業支 援 ・障害者就労施設か らの物品調達推進 ・市における障害者 雇用	・障害者全体では一般の職場で働きたいと考える人が約2割で最も多く、障害児でも約3割となっており、一般就労に向けた支援や企業への働きかけが必要。 ・働くために必要な支援として、障害者全体では、働くことができる職場を探したり、紹介してほしいが約4割で多く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で約6割と多い。	・障害者を雇用する一般事業者は約6割となっており、障害種別として身体障害者が約7割。 ・障害のある人の採用後の対応や具体的な配慮で困っていることとして、本人に必要な配慮の把握・対応が約3割で最も多い。	・関係機関の連携による一貫 した就労・定着支援 ・企業における雇用促進、障 害への理解促進
社会参加	4. 社会参加の促進 進 (1) 意思疎通支援及び外出支援の充実 (2) 障害への理解促進重点 (3) スポーツ・文化活動等の展開	・タクシー料金助成 ・声の広報発行 ・市広報誌での理解 啓発特集、手話周 知記事のの手話問 知動画の開設、 理的配慮の掲載 ・ファミリースポー ツカーニバル事業 の実施	・ほとんど外出しない人が約1割、コロナ 禍で外出が減った人は5割以上となって いる。 ・外出時において、介助者や交通費の補助 が求められている。 ・地域での活動に参加している人は約3割 で前回調査よりも減少している。 ・地域との関わりについて、いざという時 のためにも隣近所のつきあいを大切にし たいとの回答が手帳所持者・非所持者ともに最も多い。	・地域貢献活動として、地域のイベントへ参加している事業所が4割。	・障害種別に応じた意思疎通 支援等の充実 ・誰もが参加しやすい環境づ くりによる社会参加の促進 ・地域ぐるみで交流する機会 の創出 ・様々な文化芸術・スポーツ の機会づくりと情報発信
権利擁護・相談支援	5. 権利擁護と相 <u>談体制の充実</u> (1)情報提供・相談 支援体制の充実 重点 (2)緊急時等の支援 体制整備 (3)権利擁護と差別 解消の推進	・障害者総合相談窓 口「きいてネット」の開設 ・地域自立支援協議 会での課題検討 ・個別避難計画の作 成・避難体制の整 備	 ・障害や特性があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことのある人は、障害者で約2割、障害児で約5割。 ・合理的配慮の考え方について知っている一般市民は2割未満。 ・情報提供が不十分だと感じている人は約4割。 	・一般事業者での三田市手話言語条 約、障害者共生条例、人権共生条 例の認知度は約3割。	・関係機関と連携した福祉事業所等における虐待防止・事業者、一般市民への合理的配慮の周知・個別避難計画に基づく避難体制の整備

	·
国の動向	第6次障害者福祉基本 計画の体系(素案)
○障害者総合支援法改正法	1. 生活支援の充実
公布(R06.4.1施行) ・グループホームの支援内	(1)保健・医療体制の 充実
容強化 ・基幹相談支援センター、 地域生活支援拠点等の整	(2)福祉サービスの充 実 (3)介助者・家族への
備の努力義務化 ・「就労選択支援」の新規 創設	支援【新規】
 ○医療的ケア児支援法の施行	2. 地域で支えあ
子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられること	<u>い、健やかに成</u> <u>長できる基盤の</u> <u>確保</u>
を基本理念に位置づけ、 国や自治体に支援の責務 を明記	(1)療育・教育体制の 充実 (0) #### 短いておった。
	(2)地域福祉活動の推 進
○障害者雇用促進法の改正・障害者活躍推進計画策定の義務化・事業主への給付・認定制度創設	3. 障害のある人の 雇用・就業の促進 (1)就労支援体制の充実 (2)多様な働く場の確
○障害者情報アクセシビリ	4. 社会参加の促進
ティ・コミュニケーショ ン施策推進法の施行 〇障害者文化芸術推進法の	(1)意思疎通支援及び 外出支援の充実(2)障害への理解促進
施行 〇読書バリアフリー法の施 行	(3)スポーツ・文化芸 術活動等の場の充 実
	(4)誰もが参加しやす い地域社会づくり 【新規】
○障害者差別解消法の改正・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)	5. 権利擁護と相談 体制の充実 (1)情報提供・相談支援体制の充実 (2)緊急時等の支援体制整備 (3)権利擁護と差別解消の推進